

企画競争説明書

業務名称：ベトナム国ホーチミン市におけるインフラ整備支援に係る情報収集・確認調査（企画競争）

案件番号：180549

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国ホーチミン市におけるインフラ整備支援に係る情報収集・確認調査(企画競争)

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(●) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月中旬～2019年7月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2018年12月26日（水）12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年1月8日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年1月11日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部

見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) VND 1 = 0.004880 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／PPPインフラ
- b) インフラ開発計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.00 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月30日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点 *
- ⑤価格点 *
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: PPP事業に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択 (以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者1名の配置) の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

(○) 本案件では、業務管理グループ (副業務主任者の配置) の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者 (業務主任者/PPPインフラ)】

(業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと)

a) 類似業務の経験: PPPインフラ事業に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域: ベトナム 及び全世界での業務の経験

c) 語学力 (語学は認定書 (写) を添付): 英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等 (照査技術者については必要資格の認定書 (写) を必ず添付して下さい。)

f) 特記すべき類似業務の経験 (類似職務経験を含む。)

【業務従事者: 担当分野 インフラ開発計画】

a) 類似業務の経験: インフラ開発計画に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域: ベトナム 及び全世界での業務の経験

c) 語学力 (語学は認定書 (写) を添付): 英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等 (照査技術者については必要資格の認定書 (写) を必ず添付して下さい。)

e) 特記すべき類似業務の経験 (類似職務経験を含む。)

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

ベトナム国ホーチミン市におけるインフラ整備支援に係る情報収集・確認調査（企画競争）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／PPPインフラ	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：インフラ開発計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第 3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)

1. 調査の背景

公的債務管理法に基づき、ベトナム政府は公的債務を抑制しており、従来型の円借款による案件形成が困難な状況にある。また、ベトナム政府は、公的債務を抑制しつつ膨大なインフラ需要に効果的に対応すべく、民間資金を活用したインフラ整備を促進するために官民パートナーシップ(Public - Private Partnership, PPP)型投資における法整備を進めてきた。これまでPPP型関連法制度について、2009年に政令108号(通常BOT政令、2011年改訂)、2010年に首相決定71号(通称PPPパイロット)、2015年に政令15号(PPP政令)、そして2018年に政令15号を改訂し政令63号(PPP新政令)を発効している。

ホーチミン市も、中央政府と同様に、従来型の円借款案件形成・実施が難しい状況にあるが、最大の経済都市であり税収が豊富であることから、独自にPPP事業を実施したり、中央政府から財政面での独立性を高める動きがある。また、IFC(国際金融公社)はホーチミン市とMOUを締結し、外部格付取得やPPP個別案件組成に向けた技術支援を実施している等、他ドナーもホーチミン市に対するサブソブリン融資やPPP事業への投資の検討を進めている。

本調査では上記背景を踏まえ、ホーチミン市を対象に、これまでのPPP事業の実施状況や課題、今後のインフラ整備計画、制度・手続きの確認を行い、今後の円借款や海外投融資等による案件形成に有用な情報を収集することを目的に実施する。

2. 調査の目的

対象地域であるベトナム国ホーチミン市のインフラ整備事業(公的資金による従来事業、PPP事業の双方を想定)について、各分野の計画・案件の優先度やニーズ、案件形成の仕組みやベトナムにて必要な手続き、他ドナーの支援動向、民間セクターの動向に係る情報を把握・分析した上で、JICAによる支援実績や本邦技術及びノウハウの活用可能性も考慮に入れつつ、今後の円借款や海外投融資等による案件形成に向け有用な情報を収集する。

3. 調査実施上の留意事項

(1)本邦企業による本邦技術活用に関する分析

ベトナム側が有する候補案件のレビューにあたっては、ホーチミン市およびベトナム国の経済成長・インフラ開発に裨益することを前提としつつ、同国での本邦企業のビジネス展開の可能性も考慮することとする。円借款、海外投融資の案件形成にあたっては、本邦企業の関心が高く、本邦技術やノウハウの活用の可能性が期待され、本邦企業の海外進出に直接的・間接的に資するプロジェクトとなることが望ましい。

本邦企業の先進的な技術を活用したインフラ整備の可能性については、対象国政府・実施機関のニーズや意向を確認しつつ、検討を行うこととする。

(2)情報収集方法

情報収集にあたっては、資料・文献が十分に整備されていないことも想定される。その場合には、広く関係者から聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。なお、現地調査を効率的

に行うため、基礎資料の収集など一部業務を現地のコンサルタント・研究機関に再委託及び現地傭人の雇用を可能とする。再委託及び現地人員傭上に係る経費については、本見積りに含めて計上すること。

(3)他ドナー等の動向把握

IFC、ADB、各国ドナー等による同市の対象セクターに対する協力量針や協力プログラムの内容、個別案件の情報、今後の支援方向等を確認すること。

具体的な支援候補案件の検討に際しては、他ドナー等との重複を避けることを念頭に置きつつ、対象国の我が国国別開発協力量針との整合性及び我が国の比較優位性等も考慮すること。

(4)調査計画の策定・実施及び関係機関とのアポイントメント

調査計画の策定・実施においてはJICA(東南アジア・大洋州部東南アジア第三課、ベトナム事務所)と事前に十分な情報共有と協議の上進めること。

本調査は、ベトナム政府からの要請に基づく調査ではないため、相手国からの便宜供与は想定していない。アポイントメント取り付けが困難な場合は、必要に応じ、JICAから政府関係機関へレターを発出する等、調査への働きかけを行うことも可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、前広にJICAに相談し、支援を依頼すること。

4. 調査の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

(1)インセプションレポートの作成、協議

1)既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。それらの結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプションレポート(案)を作成する。インセプションレポート(案)の主な内容は以下のとおり。

- ・調査の目的
- ・調査の方針
- ・調査の内容と方法(作業項目、手法)
- ・作業計画(作業工程フローチャート、日程等)
- ・コンサルタントの作業および作業期間
- ・調査実施体制(現地の体制、国内支援体制)
- ・提出する調査報告書とその目次案

2)インセプションレポート(案)の内容をJICAに説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポートを最終化し、JICAの承認を得る。最終化したレポートを先方に説明する。

(2) ホーチミン市が実施中の主なインフラ整備事業の現状と課題の確認

以下について、先行調査や既存資料、ホーチミン市内関係部局や公社、関連民間企業等へのヒアリングを基に、現状把握と課題の確認を行う。制度や手続き面での課題は、後述の(4)で行い、ここでは事業の実態に焦点を当てる。

- 1) 公的資金による従来事業における実施上の課題の確認(予算配分、体制等)
- 2) PPP事業(実施済み、実施中)の情報整理:事業内容、事業方式、資金調達、リスク分担
- 3) PPP事業への他ドナーの支援状況
- 4) PPP事業計画・実施に係る今後の課題の整理

(3) ホーチミン市における今後のインフラ整備計画、需要動向の確認、候補案件リストの補完・作成

以下について、ホーチミン市内関係部局や公社等へヒアリングを行い、情報収集を行う。ヒアリングの候補先としては、ホーチミン市の計画・投資局、財政局、事業実施部局、ホーチミン市金融投資公社などを想定している。

- 1) ホーチミン市が掲げる公共投資に係る5か年計画(2016~2020年)及び7つの重点分野(7 breakthrough strategies)の概要把握
- 2) 上記の計画に基づく案件形成の手順・関係者の把握(マスタープランへの掲載を含む同市内での承認、及び中央政府への申請。セクターや事業規模等により手続きが異なる。)
- 3) ホーチミン市のインフラ需要、計画にかかる情報収集を行い、PPP事業としての可能性の有無を検討し、既存のPPP案件リスト(ホーチミン市作成)の補完・作成を行う。その際、当該PPP事業に関連する公共事業の計画や進捗状況についても併せて把握し報告書にまとめる。特に、運輸・交通、保健、環境(上下水・廃棄物)、教育を想定。

(4) ホーチミン市でのインフラ整備事業実施に係る制度・手続きの確認

以下について、既往文書の分析、ホーチミン市内関係部局や公社等へのヒアリングから情報収集を行い、課題分析を行う。

- 1) PPP事業(Unsolicited、Solicited)の形成、投資家選定、実施に係る法制度、手続きの確認、課題の抽出(特にホーチミン市がPPP事業の財政・費用負担(BT含む)、資金調達、保証付与等を行う際の制度・手続きを調査)
- 2) ホーチミン市における公共事業・PPP事業への予算申請・配分手続き・体制、及び予算執行状況、同市による資金調達に関する制度の確認及び課題の抽出、PPP事業が更に円滑に行われるようにするための改善案の検討
- 3) ホーチミン市財政(予算措置、資金調達、保証付与等)において、中央政府からの独立性強化に関する現状及び今後の動向把握
- 4) ホーチミン市がPPP事業へ付与可能な保証の種類、及び承認手続き(中央政府含む)、同市公的債務管理上の整理の確認

5)外部格付け取得に向けたホーチミン市の手続きの確認(中央政府からの承認要否含む)

(5)ホーチミン市におけるPPP事業の案件形成に係る分析

上記(2)～(4)の調査結果、今後PPP事業として事業化が見込まれる案件及び支援スキームの方向性について分析・検討し、JICA及びホーチミン市に対して報告する。

(6)セミナーの実施

調査の始め及び終了間際に、ホーチミン市及び日越関係者に対しセミナーを開き、本調査の計画、調査結果及びモデルケースを含むPPP事業の方向性を説明し、フィードバックを受け、調査報告書に反映させる。これらセミナーでは、ホーチミン市からの要望に応じて、適宜PPP案件形成及び実施上の一般的な留意事項や、他国での事例紹介等を行うことも検討する。

1回目のセミナーはホーチミン市及びJICA関係者30名程度を対象とし、会場はベトナム側乃至JICAベトナム事務所の会議室を想定しているため費用の計上は不要。2回目のセミナーは商工会関係者等も加えた60名程度を対象とし、会場は外部で借り上げることを想定している(費用は本見積りに含めること)。尚、より適切なタイミング及び方法があると考えられる場合、プロポーザルにて提案すること。

(7)調査報告書(ドラフト)の作成

上記調査結果を調査報告書(ドラフト)として取りまとめ、ホーチミン市関係者等に説明し、内容を協議・確認する。この際、先方に説明する10営業日前までにJICAに案を提出し、JICAからのコメントを反映した上で先方に説明することとする。

(8)調査報告書の作成

調査報告書(ドラフト)の説明・協議を踏まえ、調査報告書(成果品)を作成する。

5. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2019年6月下旬を予定している。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1)業務計画書(契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの)

和文4部、電子データ

(2)インセプション・レポート

和文4部、英文4部、越文3部(簡易製本(ホッチキス止め可))

(3)調査報告書(ドラフト)

和文4部、英文4部、越文3部(簡易製本(ホッチキス止め可))

(4)調査報告書

和文4部、英文4部、越文3部(和英越全て製本)、
CD-R(3部)

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」
に基づくものとする。

第4 業務実施上の条件

1. 業務の工程

- (1) 2019年2月中旬より業務を開始
- (2) 2019年3月中旬までにインセプションレポート(和文、英文、越文)を提出
- (3) 2019年4月下旬までに調査報告書(ドラフト)(和文、英文、越文)を提出
- (4) 2019年6月下旬までに調査報告書(和文、英文、越文)を提出

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

合計 約7.0 M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

- ① 業務主任者/PPP インフラ(2号)
- ② インフラ開発計画(3号)

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 相手国の便宜供与

本調査はベトナム政府からの要請に基づく調査ではないため、プロジェクト事務所、機等の提供はない。そのため、必要に応じて、プロポーザルに必要経費を計上すること。

4. 参考資料

公開資料:

以下のURLにおいて、関連案件の報告書が公開されています。

JICA報告書「VGF (Viability Gap Funding) Survey for PPP Projects in Viet Nam (Final Report)」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000033156.html>

5. 現地再委託/現地傭人

業務従事者による当該業務を効率的に実施するため、基礎情報収集については当分野について経験・知見を豊富に有している現地企業等に再委託乃至、現地傭人を活用して実施することを認める。いずれの場合にもプロポーザルにて明確な理由および業務内容と共に提案し、必要経費については本見積りに含める。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り

選定及び契約を行うこととし、委託業者に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者ならびに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

6. その他

(1) 関係者との連絡

ベトナム政府関係機関、JICA本部、JICAベトナム事務所との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。また、重要な事項については、その都度、JICAに報告を行うこと。

(2) 現地安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当現地の治安状況については、JICAベトナム事務所、在ベトナム日本大使館から十分な情報収集をおこなうとともに、現地作業時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、全ての費用について消費税を課税することを想定しています。

以上

